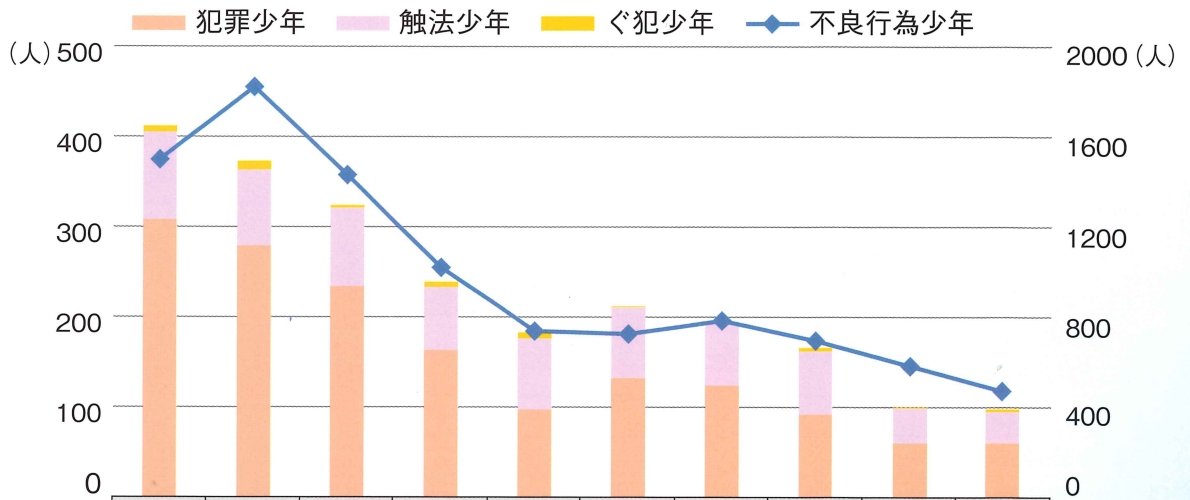


# 少年補導のあゆみ

## 令和3年 非行少年・不良行為少年の状況



	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
非行少年	412	373	324	239	183	212	195	166	100	98
犯罪少年	308	279	234	163	97	132	124	92	60	60
刑法犯	289	264	214	140	85	112	116	71	49	47
特別法犯	19	15	20	23	12	20	8	21	11	13
触法少年	97	84	87	70	79	79	69	70	39	35
刑法	81	76	82	65	70	72	62	51	32	34
特別法	16	8	5	5	9	7	7	19	7	1
ぐ犯少年	7	10	3	6	7	1	2	4	1	3
不良行為少年	1,505	1,828	1,436	1,024	741	728	787	698	585	474

### 凡例

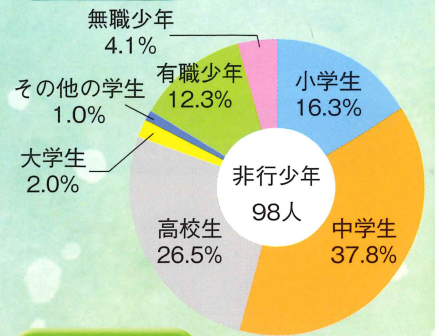
- 非行少年 ～ 犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年
- 犯罪少年 ～ 罪を犯した14歳以上20歳未満の者
- 触法少年 ～ 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者
- 刑法犯少年 ～ 犯罪少年のうち、刑法犯で検挙・補導された者
- 特別法犯少年 ～ 犯罪少年のうち、特別法犯で検挙・補導された者
- ぐ犯少年 ～ 性格又は環境から判断し、将来罪を犯すおそれのある少年
- 不良行為少年 ～ 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の特性を害する行為をして補導された少年
- 初発型非行 ～ 万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領
- 福祉犯 ～ 少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪



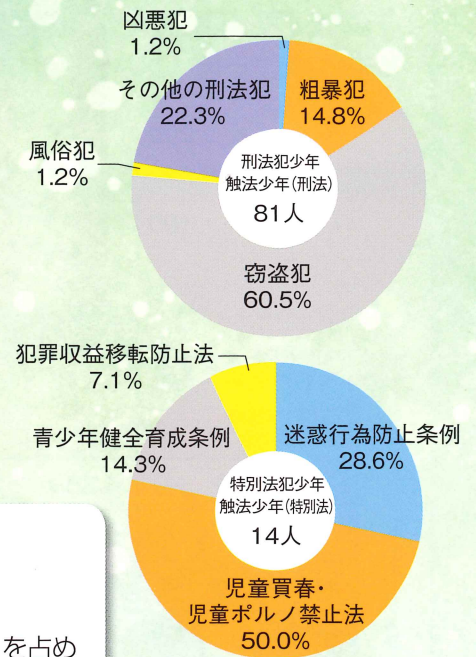
# 1 非行少年の検挙・補導状況

区分別	学職	生徒・学生						有職少年	無職少年	令和3年	令和2年
		小学生	中学生	高校生	大学生	その他の学生	小計				
刑法犯		14	33	18	2	1	68	10	3	81	81
凶悪犯				1			1			1	2
粗暴犯		1	8				9	2	1	12	9
窃盗犯		9	21	11	1	1	43	4	2	49	57
うち万引き		8	13	6			27			27	35
うち自転車盗		1	2	4	1		8	1		9	6
うちオートバイ盗							0			0	1
知能犯							0			0	3
風俗犯		1					1			1	2
その他の刑法犯		3	4	6	1		14	4		18	8
うち占有離脱物横領			1	2			3			3	1
特別法犯		1	3	7	0	0	11	2	1	14	18
軽犯罪法							0			0	9
迷惑行為防止条例				4			4			4	1
児童買春・児童ポルノ禁止法			3	3			6		1	7	6
廃棄物処理法							0			0	2
青少年健全育成条例		1					1	1		2	0
犯罪収益移転防止法							0	1		1	0
ぐ犯少年		1	1	1			3			3	1
令和3年		16	37	26	2	1	82	12	4	98	
令和2年		28	22	24	5	0	79	15	6		100

## 学職別



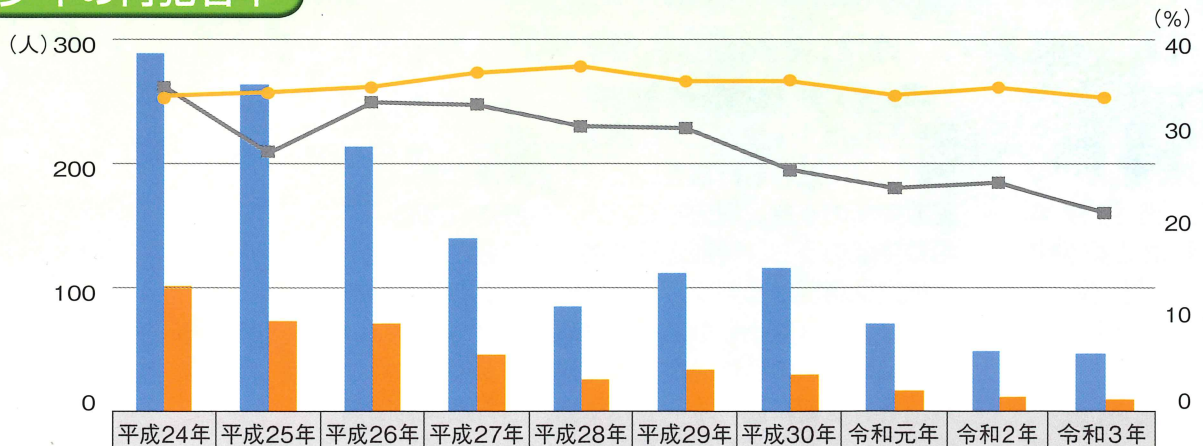
## 区分別



### <令和3年の特徴>

- 非行少年は98人で前年と比べて2人減少し、過去最少でした。
- 非行少年98人のうち、女子少年は20人で全体の20.4%を占めています。
- 学職別の割合では、中学生が37.8%と最も高く、小中高高校生で全体の80.6%を占めています。
- 初発型非行が39.8%を占めています。
- その他の刑法犯の主なものは、住居侵入(5人)、犯人蔵匿(4人)でした。

## 刑法犯少年の再犯者率

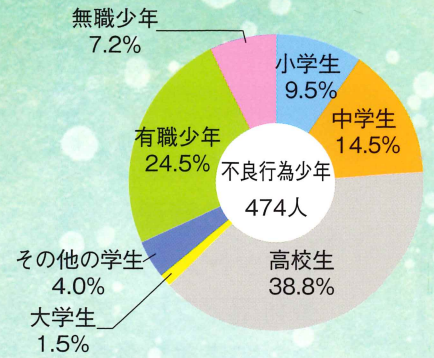


■ 刑法犯少年	289	264	214	140	85	112	116	71	49	47
■ うち再犯少年	101	73	71	46	26	34	30	17	12	10
■ 島根県再犯者率 (%)	34.9	27.7	33.2	32.9	30.6	30.4	25.9	23.9	24.5	21.3
● 全国再犯者率 (%)	33.9	34.3	34.9	36.4	37.1	35.5	35.5	34.0	34.8	33.7

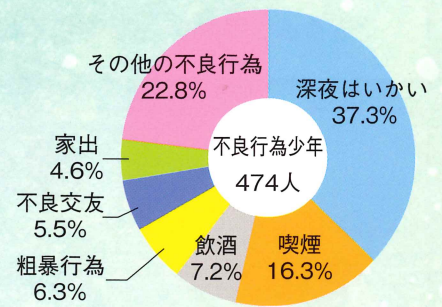
## 2 不良行為少年の補導状況

行為別	学職	生徒・学生					小計	有職少年	無職少年	令和3年	令和2年
		小学生	中学生	高校生	大学生	その他の学生					
飲酒			1	23	1		25	6	3	34	41
喫煙				32		1	33	36	8	77	73
薬物乱用							0			0	0
粗暴行為		14	6	6			26	2	2	30	29
刃物等所持							0			0	2
金品不正要求		1		1			2			2	5
金品持ち出し		5	3	1			9			9	5
性的いたづら							0			0	2
暴走行為							0			0	7
家出		5	7	6			18	1	3	22	20
無断外泊			3	6			9	1	1	11	7
深夜はいかい		2	22	62	6	18	110	54	13	177	287
怠学		3	5	4			12			12	9
不健全性的行為			2	6			8			8	6
不良交友			7	14			21	3	2	26	34
不健全娯楽		3	5	4			12	1		13	11
その他		12	8	19			39	12	2	53	47
令和3年		45	69	184	7	19	324	116	34	474	
令和2年		34	84	165	14	31	328	194	63		585

### 学職別



### 行為別



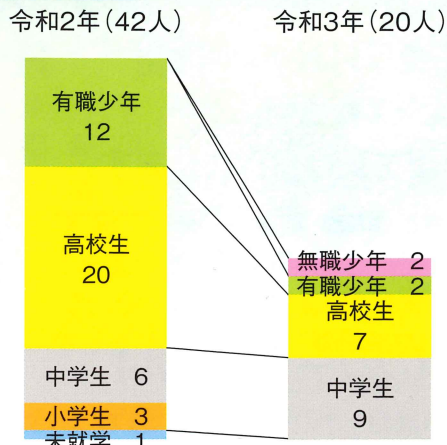
#### <令和3年の特徴>

- 不良行為少年の補導数は前年と比べて111人減少し、平成以降最少でした。
- 総数474人のうち、女子少年は119人で、全体の25.1%を占めました。
- 学職別の割合では、高校生が全体の38.8%、有職少年が24.5%を占めました。
- 行為別の割合では、深夜はいかいが全体の37.3%、喫煙が16.3%を占めました。

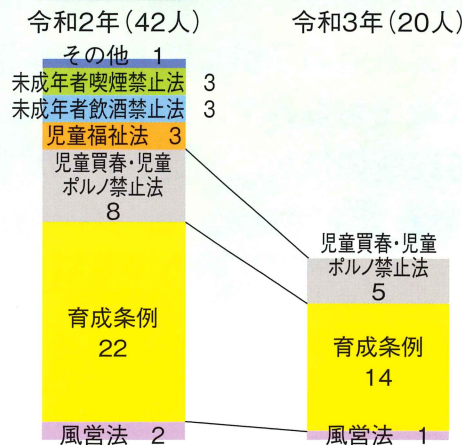
## 3 福祉犯被害少年の状況

\*被害少年は、捜査過程で被害が判明した者で、県外に居住する少年も含まれます。

### 学職別



### 法令別



#### <略称法令名>

- ・風営法  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
- ・育成条例  
島根県青少年の健全な育成に関する条例

#### <令和3年の特徴>

- 福祉犯被害少年数は前年と比べて22人減少しました。
- 総数20人のうち、女子少年は19人で、全体の95.0%を占めました。
- SNS・コミュニティサイト等の利用に起因する福祉犯被害少年は4人でした。

# 「ペアレンタルコントロール」をご存じですか？

子供が使うスマートフォンやタブレット、ゲーム機の利用状況を保護者が把握し、安全管理を行う仕組みです。

家庭でのルール作りやコミュニケーションに加えて、

- プレイ時間の制限・調整
- 課金の管理
- ネットワーク利用の制限
- 利用アプリ・ゲームの年齢区分のチェック
- 学齢にあわせたフィルタリング（あんしんフィルター）



などハード面での安全管理を行い、子供が安心・安全にインターネットを利用できるようにしましょう。  
また、日頃からインターネットについて家族で話し合い、ルールを見直すとともに、困った時に相談できるような関係性を保ちましょう。

## 成年年齢が変わります！

**令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。**

### 〈変わることの一例〉

成年年齢の引き下げにあわせて少年法も改正されます。

18歳や19歳は「**特定少年**」として引き続き少年法の適用を受け、保護されますが、17歳以下の少年とは異なる取扱いになります。



### 〈変わらないこと〉

お酒やたばこ、公営競技（競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走）は、これまで通り、**20歳まで禁止**です！健康被害への懸念やギャンブル依存症対策などの観点から、20歳までの年齢制限は変わりません。



警察では、20歳未満の子供に関する少年相談を受け付けています。

子供のことでお悩みでしたら、まずは相談してください。

警察署、交番・駐在所のほか、電話やメールでも相談を受け付けています。

☎ ヤングテレホン / けいさつ・いじめ 110 番

 **0120-7867-19** (フリーダイヤル)  
な や む な トーク

✉ みこびーヤングメール

**島根県警察本部HP内からアクセス**

受付時間：平日（月～金曜日）8時30分～17時15分【土日祝日・年末年始を除く】